

平成30年度八王子市農業委員会第5回総会会議録

- 1 開催年月日 平成30年8月24日 金曜日
- 2 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
- 3 開催時間 午後2時00分 から 午後3時15分 まで
- 4 出席委員 (21名)

農業委員会委員

- | | |
|--------------|---------------|
| 1 番 石 川 研 | 2 番 原 島 元 義 |
| 3 番 荻 田 米 蔵 | 4 番 鈴 木 勝 久 |
| 5 番 久 保 良 政 | 6 番 栗 原 才 |
| 7 番 米 津 元 一 | 8 番 峯 尾 三 千 年 |
| 9 番 鈴 木 勇 次 | 11 番 菱 山 史 郎 |
| 12 番 中 西 伸 夫 | 13 番 鳴 海 有 理 |
| 14 番 熊 澤 治 彦 | |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|--------------|--------------|
| 15 番 内 藤 廣 行 | 16 番 三 上 正 治 |
| 17 番 内 田 茂 | 18 番 金 子 文 利 |
| 19 番 町 田 裕 通 | 20 番 井 上 正 芳 |
| 21 番 福 田 一 訓 | 22 番 門 倉 豊 |

- 5 欠席委員 (1名)

10 番 有 竹 満 次

- 6 事務局職員出席者

事務局長 廣 瀬 勉	課 長 音 村 昭 人
主 査 上 原 裕 之	主 査 黒 田 康 雄
主 任 笹 野 一 幸	主 任 上 村 剛

平成30年度
八王子市農業委員会 第5回総会 議題

（平成30年8月24日）

【専決処分案件】

- 第1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第3 相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について

【審議案件】

- 第4 農地の権利移動許可について
- 第5 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第6 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第7 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について

【報告案件】

- 第8 農地の権利取得の届出について
- 第9 農地等の利用状況報告について
- 第10 農地所有適格法人の事業状況報告について

《 午後 2 時 0 0 分開会 》

議 長 ただいまから、平成30年度八王子市農業委員会第5回総会を開会します。欠席通告のありました委員を報告します。第10番有竹満次委員です。農業委員定数14名のうち、半数以上が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。また、農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思います。第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局

第1「市街化区域内農地の権利の移動を伴わない転用の届出について」
7月1日から7月31日までの届出分（9件）
第2「市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用の届出について」
7月1日から7月31日までの届出分（42件）を報告。

議 長 報告は終わりました。第1・第2についてご質問はありますか。

農業委員 第2についてですが特定の一般財団法人の届出が多いように感じますが、何か理由があるのでしょうか。

事務局 川口地区の区画整理事業のためと聞いています。

議 長 他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。
第3「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第3「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」
を報告。（9件）

議 長 報告は終わりました。第3についてご質問はありますか。質問なしと認め、進行します。

第4「農地の権利移動許可について」を議題にします。

事務局より説明願います。

事務局

第4「農地の権利移動許可について」

譲受人は中山に在住。譲渡人は八王子市。

申請地は中山にある土地1筆、登記簿地目は畑、現況は畑。面積は42㎡。

譲受人の経営地は合計5,346.73㎡、従事日数は300日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員

8月13日、事務局職員とともに当該農地の調査を行いました。また、譲受人から、今後の営農計画について話を伺いました。今回、申請があった農地は、八王子市が所有する赤道で、周辺の土地を所有する譲受人が払下げを受けようとするものです。現地を確認したところ、草刈りはされているものの、作付けはありませんでした。今後は隣接する農地と一体でサトイモを栽培し、ご自身が園長を務める保育園の園児たちに収穫体験をさせたいとのことでした。ご本人のほか、奥さんも農業経営に携わっていますので、農地として耕作をしていくことに問題はないかと思います。報告は以上です。

議長

質問・意見はありませんか。

農業委員

赤道ということですが、現在はどうのように使用されているのでしょうか。

農業委員

作付けはありませんが、隣接する譲受人の畑と一体となっています。

農業委員

近隣に道として利用している人はいないのですか。

事務局

利用者はいません。

議長

他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第4については、これを許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、許可することに決定しました。

第5「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第5「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」

被相続人について、住所は中山、耕作面積は3,101.98㎡。相続開始年月日は平成30年1月1日。

相続人について、住所は中山、年齢66歳、被相続人との続柄は「長男」。適用を受けようとする農地は中山にある3筆、合計1,063㎡。生産緑地。相続開始前の農耕従事実績有り、農業経営の開始年月日は平成20年1月2日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員

8月13日、事務局と対象の農地を確認するとともに、願出者から話を伺いました。願出者は10年ほど前から母親の元で農業経営に携わってきました。納税猶予の適用を受けようとする農地は、全て生産緑地です。自宅の北東側に隣接し、クリ、ザクロが作付けされていました。また、3月～6月、10月～11月にかけてはフキも収穫できるとのことでした。クリは自家消費ですが、フキに関しては妹さんに手伝ってもらいながら、ねぎぼうずや八王子青果市場に出荷しているとのことでした。今後も妹さんの手を借りながら農業経営を続けていくとのことですので、納税猶予を受ける適格者として問題ないかと思います。報告は以上です。

議長

質問・意見はありませんか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第5については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

第6「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第6「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」

被相続人について、住所は平町、耕作面積は2,157㎡。相続開始年月日は平成29年12月30日。

相続人について、住所は平町、年齢66歳、被相続人との続柄は「養子」。適用を受けようとする農地は平町にある3筆、合計2,157㎡。生産緑地。相続開始前の農耕従事実績有り、農業経営の開始年月日は平成20年4月1日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員

8月13日、事務局と対象の農地を確認するとともに、願出者から話を伺いました。納税猶予の適用を受けようとする農地は全て生産緑地で、自宅北側の農地ではナス、トマト、サトイモ、ピーマン、ゴボウ、ニンジン、ゴーヤなどの野菜が作付けされていました。東側の農地では、キウイ、カボチャ、オクラ、トマト、シソ、スイカが作付けされていたほか、クリ、ミカン、ブルーベリーなどの果樹が栽培されていました。ブルーベリーは道の駅へ出荷し、その他は自家消費や近所の人に配っているとのことでした。今後も今までの経験を活かし、農業経営を続けていくとのことでした。願出者は、長年農業経営を続けてきた方であり、納税猶予を受ける適格者として問題ないかと思います。

議長

質問・意見はありませんか。

農業委員

現場の写真をみて思ったのですが、人に貸しているようなことはないですか。

推進委員

ないです。

議長

他にございませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。

第6については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

第7「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第7「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」

貸し手について、住所は小比企町、設定する土地は小比企町の土地3筆、計1,322㎡。利用権の種類は「賃借権」、期間は5年間。

借り手について、住所は小比企町、利用権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積は22,196㎡。主たる経営作物は露地野菜、施設野菜、農作業従事日数は年間320日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員

8月10日、事務局、農林課の担当職員とともに現地調査を実施しました。その際、利用権の設定を受ける借り手から、今後の作付け計画を伺いました。利用権を設定する農地は、これまで5年間、借り手が利用権設定により借りていた農地です。利用権設定期間が経過し、ここで改めて利用権を設定するということです。農地の作付け状況ですが一部はスイカの収穫直後であり、その他の部分は、ネギが作付けされていました。今後は、トウモロコシやブロッコリーなどの作付けを計画しているとのことでした。出荷先は市場、給食、直売所、スーパーなどです。借り手は認定農業者であり、農作業には、両親、妻のほか、パート従業員4名も従事し、精力的に農業経営を行っています。報告

は以上です。

議 長 質問・意見はありませんか。

農業委員 平成25年度に利用権の設定を受けたときは認定農業者ではなかったのですか。

事務局 平成25年度当時も認定農業者でした。

議 長 他にございませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第7については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第8「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局 第8「農地の権利取得の届出について」を報告。（2件）

議 長 報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。第9「農地等の利用状況報告について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局 第9「農地等の利用状況報告について」を報告。（1件）

議 長 報告は終わりました。ご質問はありませんか。

農業委員 報告に対して現地の調査等を行わないのですか。

事務局 農業委員会として農地法第30条に基づき、年に一度現地調査を行っております。

農業委員 事務局からその報告も合わせてしてもらえれば、なお良いと思います。

議 長 他にございませんか。質問なしと認めます。

第10「農地所有適格法人の事業状況報告について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局 第10「農地所有適格法人の事業状況報告について」を報告。（1件）

議 長 報告は終わりました。ご質問はありませんか。

農業委員 資料の中に必要な農作業への年間従事日数とありますが、必要というのは何を根拠としているのですか。

事務局 必要な日数の根拠といたしましては、常時従事役員等の要件として、「農地所有適格法人の常時従事者（原則年間150日以上）たる構成員が理事等（取締役等）の数の過半を占めること、該当する理事等または重要な使用人（農場長等）のうち1人以上が年間60日以上農作業に従事すること」とあります。今回の場合、3人の議決権の合計が全体の61%で過半を超え、3人の農業への年間従事日数が150日を越えております。また必要な農作業への年間従事日数も2人が60日を越えておりますので、引き続き農地所有適格法人の要件を満たすものと判断できます。

農業委員 売上高の状況を教えていただきたい。

事務局 平成29年度は、仕入れ農産物の割合が高くなっています。これは、リニューアルオープンした商業施設への出店を開始したことで自社農産物の生産が間に合わなくなったからだと聞いております。平成30年度以降は自社農産物の割合も安定するものと思っております。

農業委員 売上高の表記が分かりづらいので、今後は分かりやすい表記をお願いします。

事務局 改善していきたいと思います。

議長 他にございませんか。質問なしと認めます

以上で、本総会議題の全日程は終了しました。

ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第11条の規定により、

第14番 熊澤 治彦 委員

第1番 石川 研 委員

を指名します。よろしくお願いします。

以上をもちまして、平成30年度八王子市農業委員会第5回総会を閉会
します。

《午後3時15分閉会》